

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 30日

兵庫県知事 殿

## 提出者

住所 三田市西野上字上通り152

氏名 兵庫県企業庁北摂広域水道事務所  
所長 加古 喜彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 079-567-1663

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	兵庫県企業庁北摂広域水道事務所
事業場の所在地	三田市西野上字上通り152
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3611 上水道業
②事業の規模	給水量 21,725,359 m <sup>3</sup> (令和元年度実績)
③従業員数	10人 (令和2年4月現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和元年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	2100 安定型混合廃棄物（プラスチック類・紙くず・金属くず）
	排出量	111,300 t	1.86 t
	（これまでに実施した取組） かび臭連続監視装置を導入し、活性炭注入量の減量を図り、それと同時に凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）注入量の適正化を図っている。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	2100 安定型混合廃棄物（プラスチック類・紙くず・金属くず）
	排出量	81,000 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、活性炭注入量の減量、凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）注入量の適正化を図っていく。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）  該当なし
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）  該当なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	2100 安定型混合廃棄物（排 プラ類・紙くず・金属くず）
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	25 t	0 t
	（これまでに実施した取組）  県が発注する法面緑化工事の植生基盤材として販売		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	2100 安定型混合廃棄物（排 プラ類・紙くず・金属くず）
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	30 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）  県が発注する法面緑化工事の植生基盤材として販売		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	2100 安定型混合廃棄物（排 プラ類・紙くず・金属くず）
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	107,767 t	0 t
（これまでに実施した取組） 効率の良い中間処理（天日乾燥床への流入量・流入間隔・乾燥時間等）を検討し、少しでも含水率を下げ（70%以下）、最終処分汚泥発生 の抑制を図っている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	2100 安定型混合廃棄物（排 プラ類・紙くず・金属くず）
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	78,300 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 引き続き、効率の良い中間処理（天日乾燥床への流入量・流入間隔・乾燥時間等）を検討し、少しでも含水率を下げ（70%以下）、最終処分汚泥発生 の抑制を図る。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	2100 安定型混合廃棄物（プラスチック類・紙くず・金属くず）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）  特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	2100 安定型混合廃棄物（プラスチック類・紙くず・金属くず）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）  特になし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	2100 安定型混合廃棄物（プラスチック類・紙くず・金属くず）
	全処理委託量	3,508 t	1.86 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 園芸用土メーカーへ処分を委託し、園芸用堆肥としての有効利用を図った実績あり。		

(第5面)

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	2100 安定型混合廃棄物（排 ブラ類・紙くず・金属くず）
	全処理委託量	2,670 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>県が発注する法面緑化工事の植生基盤材として使用する他、園芸用堆肥としての有効利用も図っていく予定。</p>		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

・事業の概要

- (1) 従業員数 10人 (令和2年4月現在)
- (2) 製造品出荷額等  
(水道業) 21,725,359 m<sup>3</sup> (令和元年度実績)
- (3) 製造の概要 別図1のとおり
- (4) 製造等フローシート 別図1のとおり
- (5) 工場配置図 別図2のとおり
- (6) 事業展望 供給量は、ほぼ横ばい
- (7) 廃棄物処理フロー図 別図3のとおり
- (8) 連絡先  
担当者 兵庫県企業庁北摂広域水道事務所  
浄水課  
電話番号 079-567-1663

・計画期間

令和2年4月1日 から 令和3年3月31日まで

## ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図  
北摂広域水道事務所  
079-567-1663

所長 ———— 浄水課 (管理担当課)  
└─ 設備担当者

(2) 管理担当

- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・ 産業廃棄物中間処理施設の運転・維持管理状況の把握
- ・ 産業廃棄物管理票の交付・管理
- ・ 監督官庁への各種報告
- ・ 職員に対する教育・啓発
- ・ その他関係する事項

## ・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

効率の良い中間処理（天日乾燥床への流入量、流入間隔、乾燥時間等）を検討し少しでも含水率を下げ（70%以下）最終処分汚泥の発生を抑制する。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

該当なし

## ・産業廃棄物の再利用に関する事項

ネットワーク等を活用し、様々な方向から当浄水場の汚泥に適した再利用の方法を検討していく。

## ・廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

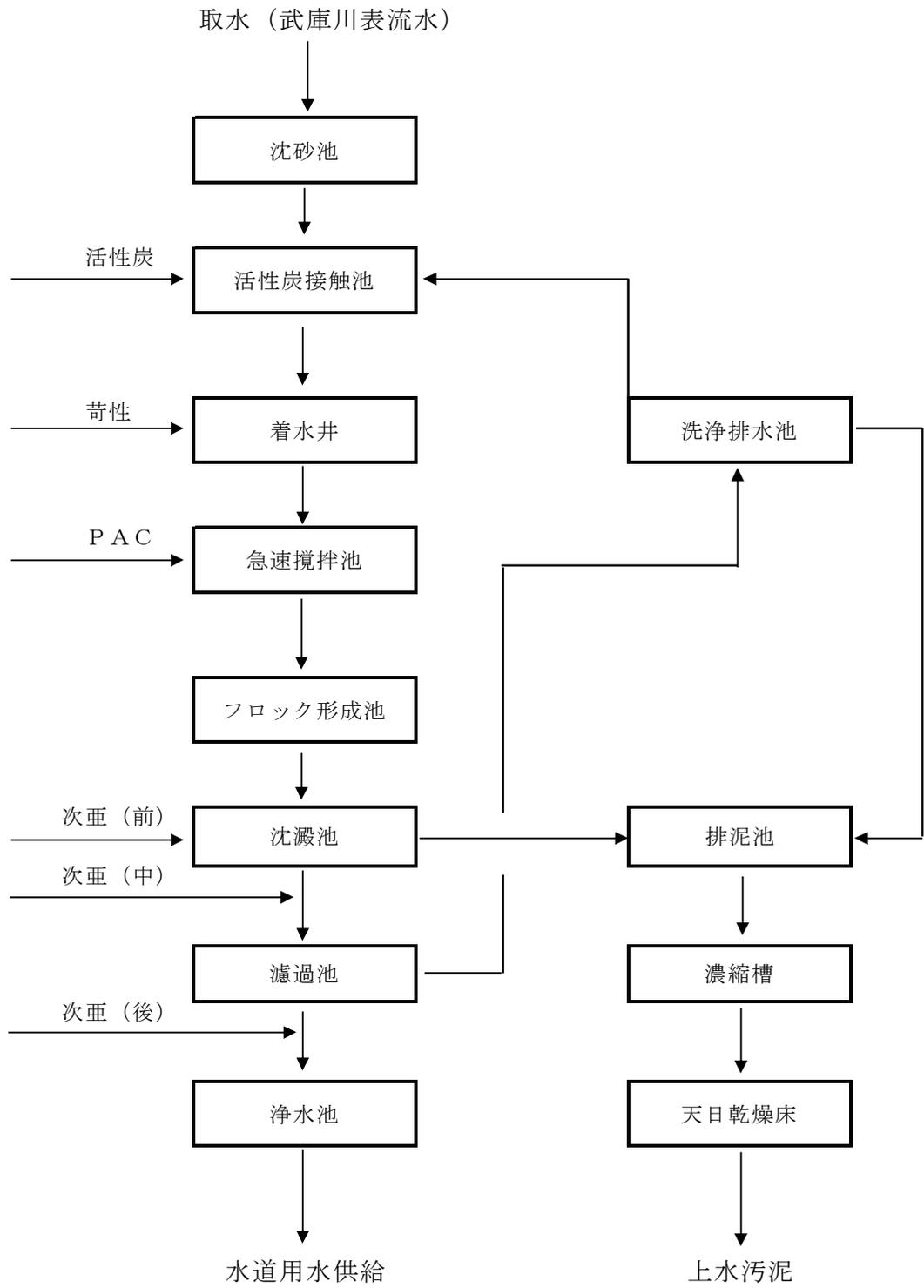
- ・ 浄水場汚泥の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ・ 発生した浄水場汚泥は、処理業者に委託し埋め立て処分を原則とし、収集運搬から処分に至るまでの確に管理する。
- ・ 最終処分量の削減、再利用の検討について、定期的に必要な見直しを行う。

(2) 廃棄物の現状

当浄水場から発生する産業廃棄物は、浄水工程の沈殿池堆積汚泥（無機性汚泥）であり、前年度は年間111,300 t 発生した。汚泥はすべて中間処理（天日乾燥）を行い処分量は年間3,533 t（前年度）となった。当浄水場は河川を水源としているため、天候・河川の影響を受け、産業廃棄物の年間発生量が大きく変化することもある。平成19年度には天日乾燥床を増設し、浄水汚泥の含水率の低減を図り、処分量の減量化に努めている。

別図 1

製造フロー





別図3

廃棄物発生フロー

